

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月27日 03時45分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼港南東方沖の大島瀬戸 番所根灯標から真方位196°680m付近 (概位 北緯38°52.7′ 東経141°37.0′)
事故の概要	漁船第八共徳丸は、南進中、かき養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月29日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八共徳丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	141632、株式会社儀助漁業
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 かき養殖施設 筏5台に枠ロープの切断等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか20人が乗り組み、大島瀬戸を南進中、船長が、 かき養殖施設の存在を認識していたものの、正確な位置を把握しておらず、同施設に乗り揚げた。 船長は、ふだんから入港までの最短距離となる大島瀬戸を航行していた。
分析	本船は、南進中、船長がかき養殖施設の正確な設置場所を把握せずに航行を続けたことから、同施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南進中、船長がかき養殖施設の正確な設置場所を把握せずに航行を続けたため、同施設に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行予定海域における養殖施設等の設置状況について、海上保安庁のホームページ（沿岸海域環境保全情報（CeisNet：シーズネット））等により情報収集に努めること。 ・夜間は、養殖施設等が設置されている狭い水路を航行することを避け、広い水路を航行することが望ましい。